

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	京町家保全・継承の推進					
予 算 額	357,300 千円 (全体事業費 462,329 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実			
担 当 課	まち再生・創造推進室(222-3503)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
京町家は、「京都基本構想」に掲げる、京都が未来に受け継いでいくべき価値を体現する存在であり、京都市では、京町家の保全・継承に係る総合的な取組を実施してきた。しかしながら、これまでの取組に一定の効果はあったものの、依然として京町家の滅失に歯止めがかかるつてない状況にある。						
については、先人たちの営為の結晶である京町家を、私たち京都市民の貴重な財産として未来に伝え残していくため、より実効性の高い施策を展開すべく、京町家の保全・継承に関する取組の全面的な充実とともに、京都市景観・まちづくりセンター（以下、「まちセン」）の機能強化を図るものである。						
<b>[事業概要]</b>						
1 京町家に対する改修補助金の拡充（82,710 千円）【充実】						
京町家を保全・継承していくために必要な改修工事について、所有者等の経済的負担の更なる軽減のため、既存の改修補助制度について、 <u>補助率や補助上限額、補助対象等の拡充</u> を行う。						
【制度拡充の概要（主なもの）】						
・未指定の京町家について、重要京町家に指定することを条件に補助対象に追加						
・重要京町家について、補助率を2/3、補助上限額を500万円に引上げ						
・重要京町家のうち景観重要建造物の指定（※）を受けたものは、補助率を更に引上げ（補助率3/4）						
※景観法に基づく指定制度で、指定を受けた建造物は、現状変更の制限が生じる。						
2 京町家の保全・継承応援金の創設（150,000 千円）【新規】						
最優先で保全を図るべき京町家を対象として、有形無形の維持管理に係る所有者の経済的な負担等を軽減し、京町家の保全・継承を応援することを目的として、新たに、 <u>簡単な手続で利用可能な応援金制度を創設</u> する。						
●支援対象：京町家条例に基づく重要京町家に指定された京町家で、かつ景観法に基づく景観重要建造物等の指定を受けているなど、所定の要件を満たすもの						
●支援金額：景観法等に基づく指定状況や規模等の条件に応じて算定した額						
3 個別指定及び地区指定に向けた調査及び指定の拡大（2,690 千円）【充実】						
京町家条例に基づく事前届出制度の対象となる、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで、 <u>特に重要な京町家及び地区の指定を一層促進</u> する。						

4 景観重要建造物指定調査等（21,900 千円）【新規】

除却等に市長の許可を必要とする景観重要建造物等の指定増進に向けて、候補となる京町家の建物調査等を実施するとともに、所有する京町家の価値を所有者が認識し、保全意識を高めていただけけるよう、京町家カルテを作成する。

5 京町家の公的サブリース推進事業（30,000 千円）【新規】

民間の不動産流通市場だけでは十分に活用・流通に至らない京町家を掘り起こし、市場流通させるとともに、社会的課題解決に資する活用につなげるため、まちセンによるサブリース事業を実施する。

6 京町家の社会的保有の推進（55,000 千円）【新規】

個人では保全・継承が困難となった京町家を対象に、行政や公的団体、企業等が協力して保全・継承していく仕組みの構築等を目指し、以下(1)～(3)の取組を推進する。

(1) 寄付・遺贈を受けた京町家の社会的活用促進

寄付・遺贈を受けた京町家の維持管理を行うとともに、社会的活用方法の具体的な検討を行う。

(2) 公民連携による京町家の保全・継承手法の検討

京町家の滅失を防ぐための実効性の高い手法として、京町家の再生と長期保有を目的とした、公民連携による「京町家保全・継承ファンド（仮称）」の設立等を検討する。

(3) 京町家の保全・継承の効果を測定する社会的インパクト評価方法の検討

上記(2)の公民連携の取組等において、京町家の保全・継承の社会的意義に共感していただける企業や投資家から京町家の保全・継承に必要な資金を調達するためには、経済的利回りだけでなく、投資に対する社会的なリターンを適切に評価し、提示することが必要である。そのため、京町家の保全・継承の取組効果を「社会的インパクト評価（※）」を用いて定量化する仕組みの構築を目指す。

※ 事業や施策の実施によって生じる社会的な変化や効果について、定量的又は定性的な指標を用いて把握・分析し、その有効性や課題を検証するための取組のこと。

7 「京町家まちづくりファンド」の発信強化等（15,000 千円）【充実】

まちセンが運営する「京町家まちづくりファンド」について、更なる寄付獲得に向けて、国内外の京都ファン等に向けた情報発信の強化等を行う。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	京都駅前の再生に係る取組(ウォーカブルなまちづくり)		
予 算 額	49,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	まち再生・創造推進室(222-3508)		

## [事業実施に至る経過・背景など]

京都駅は、多くの市民、観光客、ビジネスパーソンなどが行き交う京都市最大の交通結節点であり、新京都戦略においても「京都駅周辺を新たなビジネス・交流の創造拠点へ」と掲げている。

一方で、現在の京都駅前広場や周辺の歩道等では混雑が見られ、歩行者空間やバス・タクシーの待ち空間、憩える空間等が少なく、利便性や居心地の面で課題を有している。

このため、利便性や居心地が良く、歩いて楽しいウォーカブルな駅前空間の創出に向けて、以下の取組を進める必要がある。

- ・ 鉄道、バス、タクシーの乗換の場としての駅前広場の最適化・機能向上
- ・ 豊かな歩行者空間、滞留空間等を有する駅前広場の創出
- ・ 歩道の拡充等による、歩いて楽しい歩行者ネットワーク・回遊性の創出

## [事業概要]

令和8年度は、交通結節点としての機能強化や、快適性・回遊性の向上など、駅前広場及び周辺道路のあり方の検討の基礎とするため、以下の調査等を行う。

## 【実施内容】

- 1 バス・タクシー乗り場における利用状況調査
- 2 駅前広場や周辺道路の車両・人流調査
- 3 駅前広場及び道路空間の再編の在り方を検討

## [参考 (他都市の状況・事業効果など) ]

- ・他都市の主要な駅前等では、歩行者空間の充実などウォーカブルなまちづくりが進んでいく。(大阪市(御堂筋、なんば駅前)、姫路市(姫路駅前)、東京都(丸の内)等)

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業					
予 算 額	9,400 千円 (全体事業費 411,040 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実			
担 当 課	建築指導部 建築安全推進課(222-3613)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
京都市では、地震や火災の被害から市民の命を守り、安心安全なまちづくりを進めるため、平成24年度から旧耐震（昭和56年5月31日以前着工）木造住宅の耐震及び防火改修工事費用を補助 <sup>※1</sup> している。						
また、京都市内には、密集市街地に関する全国共通指標等により抽出した密集市街地が21地区あり、安全性確保のために必要な対策を推進している。						
国の防災基本計画では、令和6年1月発生の能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を踏まえ、令和7年7月に感震ブレーカー <sup>※2</sup> の普及が位置付けられた。						
旧耐震の木造住宅が多く存在する密集市街地では、地震等の災害時に避難や救助に支障をきたす恐れがあるとともに、火災時の延焼拡大につながるなど、都市防災上の大変な課題を抱えており、感震ブレーカーの普及・設置に係る取組の重要性が特に高い。						
※1 平成28年度に、防火改修工事の補助メニューに分電盤タイプの感震ブレーカー一設置を加えた。当初は密集市街地を対象エリアとしていたが、令和7年度から市域全域に対象を拡大した。						
※2 感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止め、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災を防ぐもの						
<b>[事業概要]</b>						
「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業における感震ブレーカー設置補助について、以下の充実を行い、設置をより一層促進する。						
○ <u>密集市街地<sup>※3</sup>における旧耐震木造住宅への感震ブレーカー設置の補助上限額の引上げ</u> (密集市街地以外は従来どおり5万円に対して、密集市街地は7万円)						
○ <u>密集市街地以外も含めた補助件数の拡大</u>						
※3 全国共通指標等により抽出した21地区及び市の認定を受けた「路地・まち防災まちづくり計画」に定める区域7地区をいう。						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						
分電盤タイプの感震ブレーカーに対する補助制度がある政令指定都市…静岡市、浜松市、名古屋市、広島市						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	伝統構法を未来につなぐ京土壁の技術継承・普及促進プロジェクト		
予算額	15,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	建築指導部 建築審査課(222-3616)		

## [事業実施に至る経過・背景など]

京土壁は京町家等をはじめとする伝統構法の建築物に古くから用いられており、京都固有の町並み景観や文化財の維持、継承及び伝統的な構法の木造建築物の普及において重要な要素である。また、京土壁は持続可能な自然素材で構成され、優れた調湿性、防火性及び耐震性が近年、科学的に明らかになってきた建築要素でもある。

他方、手仕事であるために一定の品質であることの証明が難しく、構造性能について低い評価を受けていること等の事由から、京土壁の左官仕事が極めて少なく、施工に携わる左官職人の減少は著しい状況にあり、今後、京都固有の町並み景観や文化財の維持すら危惧される。

本プロジェクトは京土壁の構造性能や品質確保の手法等を明確にし、敬遠事由を払拭して、需要を促すことで、京町家をはじめとする木造建築物において、京土壁の普及促進を行っていく。これにより、左官職人の技能等の維持、継承につなげ、京都固有の町並み景観や文化財を未来につないでいくものである。

## [事業概要]

- 京土壁について、建築基準法の構造性能に係る国土交通大臣の認定を本市が取得することで、高い構造性能や設計方法、監理方法を明らかにし、需要を促す。
- 土壁の構造性能に関する国土交通大臣の認定取得は全国初の試みであり、要求される技術的事項も高度かつ多岐にわたることから、京都の学識経験者（学）、左官の組合（産）等と産官学で協働しながら進めていく。
- 令和8年度に大臣認定取得にかかる仕様の検討、事前実験を行う。
- 令和9年度は令和8年度で決定した仕様の土壁について、法で定められている実験を経て大臣認定を取得する予定。

## [参考（他都市の状況・事業効果など）]

土壁の構造性能に関する国土交通大臣の認定取得は全国初の取組  
新築のみならず、耐震改修においても京土壁の需要の喚起が期待できる。

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	京都の都市交通のあり方検討					
予 算 額	50,000 千円	新規・充実・継続の別	新規			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では、令和3年11月に「「歩くまち・京都」総合交通戦略2021」を策定、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の理念のもと、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成</li><li>・誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくり</li><li>・歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進</li></ul> <p>を柱として、取組を展開してきた。</p>						
<p>コロナ禍以降、公共交通におけるバス運転士の担い手不足や都市部での混雑、郊外での利用者数の減少などの交通課題が顕在化している中、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、中長期的視点から「京都の都市交通の未来についてどうしていくべきか」について、改めて検討を進めていく必要がある。</p>						
<p>[事業概要]</p> <p>市民の利便性向上や地域の活性化、交通課題の解決に繋がる交通施策について、どういったものが京都に相応しく、導入に向けての検討を深めていくべきかを、調査・検討していく。</p> <p>この中で、顕在化している交通課題を踏まえ、デマンド交通等の新たな公共交通システムについて、導入可能性の検討を深めていく。</p>						
<p>検討に当たっては、経済界や交通事業者、市民の皆様の御意見をいただきながら進めていく必要があり、その手法についても同時に検討を進めていく。</p>						
<p>[参考 (他都市の状況・事業効果など) ]</p>						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	京北地域の新たな公共交通ネットワークの構築					
予 算 額	30,000 千円	新規・充実・継続の別	新規			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
京北地域内の公共交通については、公益財団法人きょうと京北ふるさと公社が「京北ふるさとバス」を運行しており、地域の足として、また、朝夕の時間帯は小中学生のスクールバスとしての役割を果たしている。一方で、昼の時間帯における利用者数の減少や運転士不足の影響により、このままでは運行の維持が困難である。						
そのため、「京北ふるさとバス」の昼間時間帯における運行見直し策として、京北地域の実情に応じたデマンド交通※を導入し、京北地域における持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す。						
※ 予約があった時のみ運行する方式で、路線バスとタクシーの中間的な位置にある移動手段						
<b>[事業概要]</b>						
令和9年度からのデマンド交通の本格運行を見据え、京北地域の実情に合わせたシステムを構築し、利用者のデマンド交通に対する理解促進、運行方式等の具体化に向けた課題の洗い出しや改善を行うための実証運行を行う。						
(システムの概要)						
1 ユーザーアプリ 利用者が予約等の手続を24時間可能なアプリを構築する。						
2 ドライバーアプリ 運行ルートのナビゲーションや、予約の通知受取等の機能を有したドライバー専用のアプリを構築する。						
3 管理者システム 受け付けた予約の配車、運行車両の予約状況・位置情報の確認や、利用者情報の登録・削除、利用実績の確認等ができる管理者システムを構築する。						
<b>(実証運行(案)の概要)</b>						
住民ドライバーの自家用車によるデマンド交通の実証運行(自家用有償旅客運送)を行う。						
・運行開始:令和8年度下半期～						
・運行エリア:京北地域全域						
・運行方式:ドアツードア型※ ※ 自宅から目的地までの間を自由につなぐ運行方式						
・予約方法:電話及びアプリ						
<b>[参考(他都市の状況・事業効果など)]</b>						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	運賃制度のシームレス化による公共交通の利便性向上		
予 算 額	176,900 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)		

## [事業実施に至る経過・背景など]

京都市においては、様々な交通事業者が相互に連携し、市民生活に欠かすことができない公共交通網を形成している。その中でも、きめ細やかに張り巡らされたバス交通が、身近な交通手段として大きな役割を果たしているが、人口減少や高齢化の進行等によるバス利用者の減少、さらには担い手不足の深刻化等により、民間バス事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

こうした状況の中、将来にわたって地域の生活交通を維持・確保していくためには、事業者間連携による利便性向上を図りながら、効率的で持続可能なバスネットワークを構築することが求められている。

そこで、洛西地域及び山科・醍醐地域において、まちづくりと連携し、シームレスな運賃制度の実現に向けた取組を進め、持続可能な交通体系の構築とまちの活性化、賑わい創出につなげていく。

## [事業概要]

令和8年度にシームレスな運賃制度の実現に資する取組を予定している事業者に対し、支援を行う。

### ① 洛西地域

令和5年4月に立ち上げた「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」として、事業者が取り組むIC定期券の共通利用化等について、京都市から支援を行う。

### ② 山科・醍醐地域

令和6年4月に立ち上げた地域活性化プロジェクト「meetus 山科・醍醐」に掲げる「持続可能な交通」として、事業者が取り組むIC定期券の共通利用化等について、京都市から支援を行う。

## [参考（他都市の状況・事業効果など）]

## 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	市バス等の市民優先価格実施に向けた民間バス事業者への支援事業					
予 算 額	261,000 千円	新規・充実・継続の別	新規			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b> 全国初のパイロットプロジェクトとなる市バス等の市民優先価格は、観光が市民生活の豊かさに繋がることを市民に実感していただくことで、市民と観光客が共存する機運の醸成に繋げ、市民生活と観光の調和を目指すものである。 広く市民にその効果を実感していただくためには、市バスと共に市内バスネットワークを支える民間バス事業者にも参画いただく必要があり、令和9年度中の市民優先価格の実施に必要な費用について、京都市から支援を行う。						
<b>[事業概要]</b> 民間バス事業者における市民と市民以外の識別システム導入に係る支援 市バス等の市民優先価格の実施に当たっては、運賃の支払い時に市民と市民以外を識別する必要があることから、交通局において、令和8～9年度に、マイナンバーカードと交通系ICカード等を紐づけ、自動的に識別するシステムを構築する。 民間バスにおいても、市民優先価格を実施するためには、同様の仕組みの導入が必要であり、令和8～9年度の2か年を掛けて、各事業者が所有する運賃箱等のシステム改修費用について、京都市から支援を行う。						
<b>[参考 (他都市の状況・事業効果など) ]</b>						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	公営交通への自動運転バスの実装に向けた実証実験					
予 算 額	200,000 千円	新規・充実・継続の別	新規			
担 当 課	歩くまち京都推進室(222-3483)					
[事業実施に至る経過・背景など]						
京都市では、バス運転士の担い手不足や交通事故の低減など、これまでの交通課題の抜本的な解決となりうるだけでなく、市民の利便性向上や地域活性化にもつながる市バスへの自動運転バスの導入に向けて、令和7年度から市交通局等との連携の下、市営交通として政令市初となる実証実験に取り組んでいる。						
令和8年度は、自動運転レベル4（※1）の実装に向けて、実証実験期間等を拡大し、自動運転レベル2（※2）の自動運転バスを走行させることにより、技術面の検証を一層進めるとともに、市民の皆様の乗車体験を通して、地域住民の理解の醸成を図る。						
※1 自動運転レベル4：システム監視のもと、特定条件下における完全自動運転 ※2 自動運転レベル2：ドライバー監視のもと、特定条件下での自動運転での運行						
[事業概要]						
1 実証実験の実施	令和7年度に選定した洛西ニュータウン内の周回ルート及び洛西バスターミナルとJR桂川駅を繋ぐルートにおける実証実験について、期間等を拡大のうえ引き続き実施する。 実証実験は、自動運転レベル2で走行し、自動運転レベル4の自動運転バスの実装に向けた技術面等の検証を行う。 実証実験車両には市民の皆様に試乗いただくとともに、アンケート調査等を通じて市民理解の醸成を図っていく。					
2 自動運転レベル4の許認可手続きの準備	実証実験結果等を踏まえ、自動運転レベル4の実装に必要な許認可手続きの準備等を行う。					
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	既存住宅の取得支援による若年・子育て世帯の定住・移住促進					
予 算 額	16,600 千円 (全体事業費 646,600 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実			
担 当 課	住宅室 住宅政策課(222-3666)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b> 若年・子育て世帯の「京都に住みたい」「京都に住み続けたい」を応援するため、令和6年8月から、既存住宅を購入した子育て世帯に最大200万円を交付する「京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）」を実施し、子育て世帯の既存住宅購入を後押ししている。 本応援金は、令和7年度594件（令和7年12月31日時点）のエントリーがあるなど、多くの方に御利用いただいていることから、多子加算要件を充実した上で、令和8年度以降も延長して実施し、対象となる子育て世帯の更なる定住・移住の促進を図る。						
<b>[事業概要]</b> 京都に住みたいと考える若年・子育て世帯の定住・移住を促進するため、最大200万円の「京都安心すまい応援金」制度を引き続き実施する。 ＜制度概要＞ 1 交付額：最大200万円 (1) 基本額 以下のすべての条件を満たす世帯に対し、基本額として100万円を交付する。 ア 未就学の子ども（妊娠を含む）がいる世帯 イ 築5年以上かつ購入価格500万円以上の既存住宅を自己居住用として購入 ウ 既存住宅購入後に市内事業者が施工するリフォーム工事を実施 (2) 加算額 (1)の基本額に、以下のいずれかを満たすごとに50万円を加算する。ただし、最大2項目、100万円加算まで。 ア 子どもが2人いる世帯 イ 子どもが3人以上いる世帯【充実】 ウ 購入する既存住宅が京町家又は管理計画認定を受けたマンション エ 市外からの転入 2 その他の特徴 (1) 「まちの匠・ぶらす」など他の改修補助金の併用が可能 (2) 金融機関が提供する、応援金と連携した住宅ローンの利用が可能 (3) リフォームの相談や事業者の紹介、他の改修補助金の案内、本応援金の申請受付を行うワンストップ窓口を「京（みやこ）安心すまいセンター」に設置						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						

# 令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

都市計画局

事務事業名	洛西ニュータウン<「すまい」みらい構想(仮称)>策定のための調査					
予 算 額	10,000 千円	新規・充実・継続の別	新規			
担 当 課	住宅室 住宅政策課(222-3666)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b> 洛西ニュータウンはまちびらき（昭和51年）の際に、市営住宅を含む団地が一斉に建設されたことから、建物の老朽化が同時期に進むとともに、全国のニュータウンと同様、急激な少子高齢化が進展している。このことから、「洛西“SAIKO”プロジェクト みんなで進める！実行策」において、「若者を呼び込む住まいづくり」を掲げ、様々な居住ニーズに応えられるよう更なる検討を進めていくこととしている。 検討にあたっては、30～50年先を見据えつつ、常に変化、再生し続けるまちを目指し、公有地と住宅地の計画的な再編が求められている。						
<b>[事業概要]</b> 人口が減少する社会情勢及び洛西ニュータウンの現状を踏まえ、世代の偏りをなくし、多様な世代が住もう中長期的なすまいづくりを進める必要がある。 まちびらきから50年を迎えた今、不確定要素が多いながらも50年先のまちの絵姿を民間活力も取り込みながら描くことを目指す。それとともに、洛西ニュータウンが今後も持続可能なまちとして在り続けるために、民間住宅の誘導には何が有効か、また、市営住宅をはじめとする公有地の活用・再生等、何を軸にどこから着手することがすまいづくりにとって有効かを検討する。 こうした基礎調査と条件整理を行うことで課題解決の方向性を構想で示し、洛西ニュータウンの再生に繋げていく。						
<b>1 調査内容</b> (1) 人口・世帯動態等の将来推計 (2) 住宅ストック状況の実態把握と将来推計 (3) 公有地のポテンシャル調査による活用検討 (4) 市場・住民ニーズの把握 (5) 団地再生事業の手法研究						
<b>2 スケジュール</b> ・令和8年度 調査 ・令和9年度 構想策定（予定）						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						